

令和4年8月18日開会

令和4年8月18日閉会

# 令和4年第4回(8月)臨時会

川根本町議会

## 令和4年第4回（8月）川根本町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（8月18日）	
○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第38号の上程、説明	6
○議案第38号の質疑、討論、採決	7
○閉 会	16



川根本町告示第 36 号

第 4 回川根本町議会臨時会招集告示

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項及び第 102 条第 3 項の規定により、令和 4 年第 4 回川根本町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 12 日

川根本町長 菌 田 靖 邦

1. 期 日 令和 4 年 8 月 18 日
2. 場 所 川根本町役場
3. 付議事件

(1) 令和 4 年度川根本町一般会計補正予算（第 5 号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
3番	藤田	至	君
4番	澤西	省司	君
5番	石山	貴美夫	君
6番	大竹	勝子	君
7番	野口	直次	君
8番	中野	暉	君
9番	中澤	莊也	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中原	緑	君
12番	杉山	広充	君

不応招議員（なし）

## 令和4年第4回川根本町議会臨時会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和4年8月18日(木) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第38号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第5号)

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副 町 長	秋元 伸哉 君
教 育 長	山下 斉 君	総 務 課 長	山田 貴之 君
くらし環境 課 長	梶山 正幸 君	教育総務課長	平松 敏浩 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	会計管理者兼 会計課長	北原 徳博 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 澤口 誠一郎

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和4年第4回川根本町議会臨時会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
本臨時会に説明員として、町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。  
8月12日、町長から第4回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。本臨時会は、1件の議案が町長から提出されております。  
次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果、財政援助団体監査結果について、報告がありました。  
以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本臨時会招集にあたり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。  
○町長（藺田靖邦君） 皆さん、臨時議会ということで、毎月臨時議会ありますが本当にありがとうございます。先ほどこの前に全協でお話をさせていただいたんですけど、いろんな不

幸もあつたり、私の知人、消防隊員ですけどもそういった不幸があつたり、いろんなことがこの数か月でいろいろ起こってますけども、いいことも、県の茶品評会で産地賞をいただいたということで、うれしく思ってます。今後、また全国茶品評会に向けていい成績を残せばと、そんなふうに思っております。また、コロナがなかなか収まらず、いろんな意味で私どもの町も増えてきてるわけですけども、皆さんも予防に気をつけていただいて、夏休みシーズンですので子どもさんたちにもいろんな喚起を促していただいきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。本日の臨時会、よろしくお祈り申し上げます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、大竹勝子君、7番、野口直次君を指名いたします。

---

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

---

◇

◎日程第3 議案第38号 令和4年度川根本町一般会計補正予算  
(第5号)

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第38号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。



○町長（藺田靖邦君） それでは議案第38号、川根本町一般会計補正予算（第5号）についての概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ410万円を追加し、総額を59億4,390万円としたいものです。これは、小中学校の再編に向けた、仮称中川根学園と仮称本川根学園の設計業務委託料であり、3月定例会でお示した工事内容を見直したものとなっております。

第2表の繰越明許費については、前回の補正予算で増額させていただいた、尾呂久保飲料水供給施設の工事に関して、資材調達等の都合により年度内の完了が困難であることが判明したため、管理費を含めた事業費の全額を繰越明許費として計上するものであります。なお、繰越明許費をお認めいただいた後は、速やかに入札に付する予定です。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時06分

再開 午前10時05分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎日程第3 議案第38号 令和4年度川根本町一般会計補正予算  
（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第38号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、質疑はありますか。6番 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今、全協のほうでいろいろ説明は聞いたんですけども、学校再編そもその目的っていうのは、どういうことでしょうか。少子化っていうことの対応も考えてはいるんですが、小規模校を残すことによって、制度上の支障はないのかをちょっとお聞きします。

○議長（杉山広充君） 町長 藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） もう長年の、私ども、議員の皆さんも当時はおるわけですけど、長年積み重ねてきたことがあって、小さな町の学校づくり、今回また私が町長になってから取り

組むことで、いろんなことあったんですけども、私自身としては教育、子供たちの夢、そういった思いの中で、小さなまちづくりの学校、今ならできるということで、この前もお話をさせていただきました。これから先、子供たちがもっとコミュニティーを大事にしながら、コミュニティースクールという、いろんな意味合いでいろいろやってくれてる教職員がおられるわけですけども、そういった意味合いの中で、小さな町づくりの学校、夢を持って進めていきたいと思っておりますので、支障とかそういうことは考えてません。

○議長（杉山広充君） 6番 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 小さな町づくりの学校ということで、コミュニティーを大事にしていくということはいいと思うんですけども、教師の数としても、実際数が減ってしまうと、学校の先生も数が少なくなるということで、教育的にはどういうふうになっていくんでしょうか。お聞きします。

○議長（杉山広充君） 教育長 山下 斉君。

○教育長（山下 斉君） 今回の学校再編計画のそもそもの目的なんですけれども、今大変時代が予測困難な時代と言われて少し久しいんですけども、私たち大人が育ってきた、生きてきた時代と全く違う時代を、これからの子供たちは生きていくというようなことで、これからの予測困難な、10年後20年後30年後に、立派な大人として、社会人として生きていけるような、そういう力をつけていきたいというような、そんなふうなことで新しい学校の中で新しい教育を行っていきたいということで、義務教育学校という新しい学校のスタイルを選択したという経緯がございます。今現在、6小中学校でそれぞれ特色ある、非常に素晴らしい授業、学校をつくってくださって、先生が頑張ってくださいているんですが、当時、数年前の保護者、子供たちの中から、少子化が進みこれからの学校どんなふうになっていくのかということで声が上がったということで、協議会を立ち上げたという経緯を聞いてございます。その協議会の中で、今回の、これからどのような川根本町は教育をしていったらいいのか、どのような学校づくりをしていったらいいのかということで、協議会の中で報告が上がり、その報告に基づいて現在進めているところでございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。11番 中原緑君。

○11番（中原 緑君） 先ほど全協で、設計料の委託料の説明がございましたけれども、中川根学園の場合も本川根学園と同じように、仮称ですけども、1人3万2,700円を割り算すれば、おのずと人、日数というのがこの1枚当たり、1枚じゃなかったな、意匠、電気、構造などの図面に対する積算の根拠が出てくるということで、確認してよろしいんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長 平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 中原議員の御質問にお答えします。あくまでも、先ほど言った単価というのは、人工の単価でございます。1枚当たりっていうのが、それぞれ難易度が

違います。ですので、人工を掛けていただければその数字は出るんですが、あくまでもその枚数っていうのは図面上の枚数でございます、単価については、人工を掛けたものということで御理解いただければと思います。

○議長（杉山広充君） 11番 中原緑君。

○11番（中原 緑君） はい、一応人工ということは確認いたしました。はい。そして、それぞれに諸費、諸経費、技術料というのは一緒に計算されているのですけれども、そちらのほうの詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長 平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、詳細のほうを説明させていただきます。本川根学園につきましては、諸経費の中で約72%、技術料として16%を見ております。中川根学園のほうにつきましては、諸経費68%、技術料として17.5%を見ております。以上でございます。

○議長（杉山広充君） 7番 野口直次君。

○7番（野口直次君） 議長、私が今質問することは、今の時点では駄目だったらまた検討して却下していただきたいと思いますので、答弁とは違ったらあれですが。ちょっと私が心配するっていうか、先ほど中原議員も今後の方向性ということをちょっと質問したような気がしていて、総務課長やほかの方もそのあとでっていう中でですね、今回、この今の大変それこそ職員にはご迷惑かけて、私たちもいろいろ修正をお願いした中でですね、今後のやはり町の教育計画においてね、新聞等でもこの10年間に約、川根本町も43.8%減った中でですね、やはり私たちが、町長も議員当時でしたですが、私たちもさらに10年でこんなに減るとは思わなかったのは事実なわけです。その中でですね、さらに減少傾向になったときですね、私は一応2校として、私の考えは将来的にはまた1校という選択の余地もあるのではないかなという中でですね、ある程度やはり、もうこの今日の採決が、いろいろ条例とかあるんですが、ほぼ私もこの2校のね、あれで進んでいくんですが、先ほど言ったように、将来的にある程度その道しるべというのですか、その辺がちょっとここで、一般質問ですればいいのか、だけどこれをもう、この学校再設計っていうことはイコール施工にもなっていくと思うんですが、その辺はですね、当局の考えとかですね、将来がこんな考えもあるよ、今はないよ、先ほどちょっとあの町長の御意見も聞いたんですが、そういうことを私がここで聞くべきなのか、聞いていいのかを含めてですね、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長 藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） はい。少子高齢化ということで、十分議員も私も考えてるところは間違いないところです。将来的なことは、これから、この臨時会の補正っていうのは、またこの後、丁寧に皆さんにも説明しながら、今度は建設のほうへ入ってきます。それはさせていただきます。また将来的には、私は、とにかく移住定住心がけたり、公約の中にも入れてますし、どんどんどんどん町が賑わい、来ていただければ、そういった私なりの町政やっていく

中でしていきたいと思っております。いずれにしても、将来的にどういう格好になるか予測しかないんですけども、今予測からいけば年間160人ぐらいはどンドン人口が減っていくことは確かなことで、かといって、こっちへ来ていただいている人間も、佐々木議員もそうなんだろうし、いろんな方の中で呼び込みしながらまたここに居着いていただく、そういったことも考えながら私は進めていきたいし、将来予測、もう将来予測って言ったって、今私の隣保班で移住者もまた10月に2人ほど来てくれる、まだ若い方達なんだけども。そういったことの中で予測っていうのはなかなか難しいところもあるし、将来的に1校になる、まだ2校でいけるか、そういった問題も結構あると思うことは確かですからね。将来的なことはまた議員の皆さんと、いろんな意味でお話をしながらやっていかなきゃならんな、それは思ってますけど、今はとにかく私が思うコミュニティー学校、学校の先生方の教育の在り方、いろんなことをそこに期待を込めながら、前の話を言うとイエナプラン教育的なことをたしか前の教育長が言ったと思うんだけど。子供たちが自主的にいろんなことを取り組んでくれる、そしたらきっとこの町のこともいろんな教育方法があるよということで、いろんな評判も上がってくるんじゃないかなという、そういった予測も考えながら私は教育行政、先生方と一緒にやっていきたいと思っておりますので、今は1校になるとか何校になるとか、また野口議員ともいろんな議論すると思うんですけど、今後も。そういうことの中で、私は努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。またいろんなことを議論しましょう。そう思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） どうも、今町長の考えをありがとうございます。これで学校再編の関係で、保護者とか町民に説明会が当然出てるでしょうけど、スケジュールがちょっと遅くなるのは当然だと思うんですが、やはり今後ですね、やはりその都度っていうことの中で、移住定住で人が横ばいとかそういうことも、とにかくこの町を町長が言うように活性化していく中でね、やはり住民の意見をね、私はもう正直議員として私個人議員としてもあんまり聞いたこともなかったし、また8年間こういう教育を進めていただく中で、私たちが正直何回も言いますがもうちょっと真摯に、もっと審議をすればよかったですけど。やはりこれからやっぱりもう一度、私も残り少ない議員の期間ですがね、やっぱりもうちょっと自分でもやっぱり姿勢を正して、今町長の言うようにやっていかないと、なかなかいつもあやふやで、やっぱり将来の方向性ということは大事だと思いますので、また何かの機会でということのひとつこの機会に、言ったことに対して町長が答えていただいたのは幸いですけど、だけどこのままいくともう年間スケジュールは当然出てきますし、学校関係のことですので、教育長含め進めていかにゃならんと思いますので、その辺含めて、私の議員の中にはそういう将来的には1校も考えもあるよということは、多少頭の片隅にっていうことと、ただその1校が私、いかどうかも分からないし、逆に2校でそれぞれの学校が独自でいってこ

ともありますので、ちょっとくどくなりましたが、これ私のちょっと考えが多いんですが、答弁ありがとうございました。以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はありませんか。はい、6番 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すいません。今議会で、終了後にまた集中的に保護者や住民向けの説明会を開催する計画となっておりますが、何か順序が逆じゃないのかなと思うんですけども、今回提案されているような修正計画とか、再編計画について、保護者や住民の合意形成はどのように図られているのかをお聞きします。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 前回の全員協議会のときに、今後の日程ということで皆さんに資料を配らせていただいております。その中で、やはり本日、補正のほうを認めていただきながら、町民の方にこれからの川根本町の教育とか、不安に思ってる方もいらっしゃるものですから、その方たちに、内容としましては今までの再編計画のもう一度おさらいをしながら、新たに川根本町としてこういう教育をしていきますというような説明、それには先ほど町長から答弁したとおり、コミュニティースクールであったりとか、そういう川根本町らしさを出しながら、皆さんで子供たちを育てていくというような説明をさせていただきたいと思っております。そういったことを住民の方にも理解していただきながら、進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 先ほど全協で私、この設計をした背景というか、した暁にはですね、設計して新しい、新しいというか改修が完成して工事が終わった、そしてその学校の施設というのが、大体どれくらいの見込みっていうか、計画なのかな、利用計画というのがどれくらいなのかなっていうのを伺ったんですけども、ところがですねやはりあの、これは設計の設計料の件ですからということだったんですけども、ただやはりこの設計をするということはですね、そういった根拠はどれくらいの見込みかという根拠が無きにして出来るものではないと思うんですね。だから、そういった大きなスキームの中で考えた、考えている一つのポイントだと思うんです。起点だと思うんです。だからそういったことを町はどんな計画でいらっしゃるのか、いるのかなというのを答えられないっていうのがちょっと。もし出来たらそういったことを答えていただければ、議会を傍聴していらっしゃる方も安心されるでしょうし、今町長もこれからずっと対話していくということも仰ってくれたのですけれども、やはり情勢は刻々と変わっていくので、私たちやはりそこらへんの安心も得たいというのが実情でして、何が安心かといったら、やはりこの人口減少に対応するやっぱり教育環境の構築というのが、やはり最大の今この町のテーマだと、皆さん関心のあるところなので、そこらへんをもう一度、私が先ほど問いただしたところをお答えいただけたら皆さん少し安心するのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） はい。教育長 山下斉君。

○教育長（山下 斉君） これからどんな新しい教育を進めていくかについては、現在も学校の教職員中心に研究をしながら、実践をしながら進めてくださっているところです。新しい時代に即した教育を目指して、日々邁進しているところでございます。中原議員おっしゃる、校舎の今後の何ていうか長寿命化っていう、そういう視点もあろうかなと思うんですが、そのようなことにつきましては、これからも校舎の状況であるとか、児童生徒数の動向や、それから広く社会の情勢などをその都度きちっと踏まえながら、教育委員会議や総合教育会議、それから議会の皆様との協議会などにおいて、都度教育の在り方について考えていきたいと考えております。そのときにまた、その時々の方々の御意見を聞かせていただければ、ありがたいなと思います。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。はい。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の意見を、発言を許します。6番 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。ただいま議題となっております一般会計補正予算（第5号）に対して、反対の立場から討論します。今回の補正予算については、今年3月の定例町議会において、当初予算の原案に盛り込まれていた小中学校の再編にまつわる施設改修等の事業費が、議会の審議を通じて全額減額修正されたのを受けて、修正の規模を大幅に縮小することを趣旨とする改修のための設計委託料が主な内容となっています。この縮小された規模の施設改修の内容については、少なくとも正式には本日の議会全協まで明らかにされませんでした。また、見直し後の再編計画についても、この臨時議会で本補正予算が採決された後に、来月にかけて保護者や町民向けの説明を開催する旨の計画が既に示されています。このことは、とりもなおさず、採決されようとしている補正予算に盛り込まれている内容に沿って、どのような本町における学校教育が進められようとしているかについて、保護者や町民、そして少なくとも公式には私たち議員に対しても、つい今し方まで全く示されていないということになります。よく教育は国家100年の計だと言われます。このことは、規模こそ違え、町についても当てはまるはずで、学校教育の在り方は、まさしく町の遠い将来までも見据えて、衆知を集めて十分に検討を尽くして、大多数の保護者、町民の合意と賛同を得て進めるのでなければ、地域の行く末に思わぬ災厄をも招きません。しかし、今回提案されている内容に関しては、こうした手順がふまれているとは、到底認められません。このような議案を僅か1日限りの会期の本臨時議会で拙速に採決しようとする自体、他の全ての事情に目をつぶるとしても、到底許されるものではないと私は考えます。次に、当局が執拗にと表現するほかないと思われませんが、進めようとしている学校再編は、そもそも何が目的なのでしょう。しばしば言われるのは、1学級の人数が少なすぎて、子供たちがかわいそうだといった話です。しかし国際的な共通認識としては、学級人数が多過

ぎることは、教育環境として望ましくないとは言われても、少ないことが教育上悪影響があるといった話は、ついぞ聞いたことがありません。ちなみに日本は、ユネスコやOECDなどから繰り返し学級人数の削減を勧告されています。もちろん当町においては、こうした話の前提になる事情とは根本的に実情が異なっていますが、常識的に言って、1人の先生が数人の児童生徒の指導に当たることができるというのは、相当に恵まれた教育環境だと言うべきです。これをどういった保護者なり町民なりが求めているのか分かりませんが、わざわざ普通の状況に近づけようとするなど、私に言わせれば、むしろ正気の沙汰ではないかと思えます。このことと関連して、学級人数が少な過ぎると、いわゆる部活動が思うように出来ないといった声も聞きます。しかしこの問題については、既に全国的にも学校に競技スポーツなどの部活動を担わせ続けることは、実情に合わなくなっています。実際にも、小中高校生など競技スポーツなどの部活動については、地域に移行させることがほぼ既定方針となっていることは、周知のとおりです。また百歩譲って、当町においては学校主体で部活動が続けることにしたとしても、昨今のような少子化が今後も続いていくとすれば、町内全ての小中学校を1校に集約したとしても、ごく近い将来、大半のスポーツ系部活動の継続が物理的に不可能な事態に陥るのは確実です。仮に一旦は部活動が活発にできるようになったとしても、それはほんの一時しのぎにしかならなかったということになるのは、火を見るよりも明らかだろろうと思えます。話の順序が逆だと思われるかもしれませんが、保護者の方はもちろんのこと、多くの町民が何よりも切実に願っておられるのは、子供たちの健やかな成長と、わけても確かな学力を1人の落ちこぼれも出すことなく、誰もが身につけられるようにすることではないでしょうか。この点では、学級人数が少ないと切磋琢磨する余地が生まれにくく、学力の向上が困難になるといった議論があると聞きます。これは、一見もったもらしい話ですが、科学的に言うと本当は逆なのだということを、多くの専門家が指摘しています。この問題でも複数の国際機関が、日本の学校教育は高度に競争的で、学力の向上を図る上で有害だという趣旨の勧告を、繰り返し発しています。私たちの日常的な経験から言っても、人間は互いに張り合うよりも、協力し合ったほうが良い結果を出すというのは、疑問の余地がないのではないのでしょうか。教育も例外ではないと思えます。知識は、互いに教え合うことによってよりよく定着が図られるということは、私たちの日頃の経験に照らしても、明らかではないのでしょうか。それともどこかに学級人数の多いほど、あるいは児童生徒が互いに激しく競争し合う環境がないと学力の向上が図られないというのは、客観的なデータがあるのでしょうか。もしそうしたデータを持ちの方がおられたら、ぜひお示しいただきたいと思えます。あと、町長や教育委員会などの、表向き認めようとしませんが、教育予算の規模を抑えることも、重要な目的の一つではないかと思われれます。文科省なども公式にそうした意図を持っていることを認めていませんが、全国の実例や関係者などの話を総合すると、国や県などが大規模な教育体制の再編や見直しを進めていて、小中高校の統廃合や義務

教育学校への移行などを、その重要なこととしていることは疑いありません。しかし、たとえ表向きではあっても、教育予算の削減を自治体に迫るようなことはしないとの考えが国や県などから示されている以上、町がその真意を忖度して、地域の教育体制の弱体化を先取りの進めたりすることは、町、地域、そして何よりも多数の町民の現在と未来に責任を負うべき立場にある私たちがとるべき道ではあってはならないと考えます。なお、この問題に関して、1点付言しておかなければならないのは、町として小中高の教育に投じる予算を削減したとしても、それが町財政にゆとりをもたらす効果はほとんど期待出来ないという点は、誤解のないようにしておく必要があると思います。

○議長（杉山広充君）　ここで、大竹議員に申し上げます。まとめに入ってください。お願いいたします。

○6番（大竹勝子君）　義務教育の経費は憲法が定める無償原則に沿って、その大きな部分を国庫負担の対象となっています。外見上、町財政から支出が必要とされる部分についても、原則として地方交付税の需要額に算入されることになっていて、町の税収などで賄えない部分は基本的に国からの交付税によって手当てされる建前になっています。あたかも教育予算を節約すれば、その分ほかの事業に回せる町の財政余力が生まれるといった誤算がな少なからず見受けられますので、この点については率直に指摘しておかなければなりません。以上触れたような問題以外にも、学校再編をめぐる議論はあり得ると思いますが、主立ったのはこの程度でないかと思います。何よりも、今当町において何でも学校再編しなければならないという必要性はないどころか、町の地域や未来や何よりも当の児童生徒たちが確かな学力を身に付けられるようなよりよい教育環境を整えていく上で、町当局や教育委員会などが進めようとしている町立小中学校の再編成計画に、その目的だとされているところは裏腹に実際に行われるようとするなら、当の小中学生やその保護者、あるいは町、地域にとっても、少なからぬ負の影響を及ぼさざるを得ないのではないかと、強く危惧せざるを得ません。とりわけそれが立地する地区にとっては、言わば要というべき施設です。これがなくなると、その地区にとって扇子の要が失われるように、一体性を保っていく上で少なからぬダメージとなるのは避けられません。同時に、その学校を母校とする地域の住民にとって、重要な心のよりどころの一つが失われるということも、改めて指摘するまでもないところです。多少なり中長期的視点に立てば、町内ほぼ全域におけるアイデンティティーの維持などをはじめ、地域の伝統文化などばかりか、地域そのものの存続などにも暗い影を落とす結果を招くのではないのでしょうか。繰り返しになって恐縮ですが、最後にもう一度問いかけたいと思います。現在のままの小中学校の在り方で、何が駄目なんですか。子供がかわいそうなどと言われますが、子供たちは本当に苦痛に顔を歪めながら通学しているのでしょうか。町場の大規模校では本当に誰もが生き生きと学業や部活動などに取り組めていて、学力の平均レベルも明らかに当町よりそれも高いといった実情にあるのでしょうか。



○議長（杉山広充君） 大竹議員に再度申し上げます。十分以上たちましたので、まとめに入ってください。お願いいたします。

○6番（大竹勝子君） 小規模小中校ではなぜ駄目なのか、保護者が何を願っているのか、どんな学校を作りたいのか、以前は小規模校をすすめていった当町がどんな必要があつて方針を変更したのか、もっと丁寧に説明すべきだと思います。今、国の経費削減の狙いから、学校統廃合を進めていますが、地域の方針を無理やり変えさせるものではありません。学校統廃合を進めて、町の財政が楽になると言いますが、本当にそうでしょうか。実際これまで子供は町の宝、教師は町の財産と言っていたのは、間違っていたのでしょうか。経費を削減すればするほど、国から配分されてくる交付税が減らされます。地域の経済は衰退し寂れていき、ひいては少子化の加速を招き、さらに統廃合を迫られることになります。今最大限に少子化を食い止めるためにも、子供を増やすための施策が最優先課題ではないかと思います。例えば、子供が熱を出したときにいつでも安心して診てもらえるような医療機関の体制を整えることや、保育料、学校給食の無償化をして、子供をたくさん育てるほど子育て費用が増える状況を行政が最大限支援して軽減することです。また、しっかりした学力をつけられる優位な環境を生かして、本当に安心して子育てしやすい町、職場環境を確保し、子育て世代が集まってくるような町にすれば、人口も増え、経済も潤い、町長の言う未来創造をつなげる町になるのではないのでしょうか。また、尾呂久保飲供事業では、7月の臨時議会でいつ落ちてもおかしくない危険な状況との説明だったんですが、緊急性がなく繰越明許するようだったら、工事方法なども見直し、高過ぎる工事費をもっと安くするよう再検討すべきではないのでしょうか。受益戸数が10戸に満たない集落に係る事業費に、億単位の巨額を投じるという点についても、疑問を感じます。よって、日本共産党川根本町支部で議論し合った提案も示して、拙速過ぎる当議案に対して反対とします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成の発言を許します。4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） はい。賛成の立場で討論いたします。今回の一般会計補正予算第5号、設計業務委託料についてであります。これは今年の3月に、川根本町型義務教育学校の再編2校という予算を否決したところから始まっております。それ以後、行政、教育行政の皆さんと議員とで話し合いを何度も重ね、問題点や改正案、こういったところは必要あるのかないのかということをごすね何度も話し合った末に、そういうことを土台に、今回、設計業務委託料を出せるという段階まで来ておったという話で、この設計業務委託料に関しては全く問題ありません。町行政と議員が、話し合ってきたものであります。先ほどの全協におかれましても、技術室の騒音問題を解決したという、最後の最後まで疑問点をつけてその答弁もいただいておりますし、全く問題のない話だと思っておりますので、この一般会計補正予算第5号、教育諸費に関する設計業務委託料に関しては、全く問題がないと思って賛成しております。それと飲料水、尾呂久保の件ですけれども、前回補正7月の19日ですか、補正があ

りました。杭打ち工を追加しないと土台が心配だということで、当然、万全を期してやる問題で、そのために工期も延びるということは致し方ないと思います。中途半端なことをやってもらっては困りますので、その問題についても賛成ということで、賛成討論ということで、結論的にお話ししました。以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、川根本町一般会計補正予算（第5号）は、承認することに決定しました。

---

◇

◎閉 会

○議長（杉山広充君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回川根本町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 10時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月18日

議 長 杉 山 広 充

署 名 議 員 大 竹 勝 子

署 名 議 員 野 口 直 次